

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）の施行により、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内の全ての公立の幼保連携型認定こども園について、満3歳に満たない園児の食事について外部からの搬入を認める措置を講ずることができることとされたことに伴い、本県においても当該措置を講ずることとするため、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 構造改革特別区域内の全ての公立の幼保連携型認定こども園について、満3歳に満たない園児の食事について外部からの搬入を行うことができる措置を講ずることとします。（付則・別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年滋賀県条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項および第 7 項を削る。

付則第 8 項中「付則第 9 項」を「次項」に改め、同項を付則第 6 項とし、付則中第 9 項を第 7 項とし、第 10 項から第 12 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表第 1 項第 7 号中「満 3 歳に満たない園児を入園させない幼保連携型認定こども園の設置者であって、第 5 項第 6 号の規定の適用を受けるもの」を「第 5 項第 6 号の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園（満 3 歳に満たない園児を入園させないものに限る。）または同号および同項第 7 号の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園の設置者」に改め、「同項第 6 号」の右に「または第 7 号」を加え、同表第 5 項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7）市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「特区法」という。）第 2 条第 1 項に規定する構造改革特別区域内における幼保連携型認定こども園（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第 4 条第 9 項の内閣総理大臣の認定（特区法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る幼保連携型認定こども園は、第 1 号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満 3 歳に満たない園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
第1条 ～ 第6条 (省略) 付 則	第1条 ～ 第6条 (省略) 付 則
1 ～ 5 (省略)	1 ～ 5 (省略)
6 次項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園の設置者は、別表第1項第5号の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においては、当該設置者は、当該食事の提供について次項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園の施設内において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。	(削除)
7 施行日の前日において現に保育所（市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、当分の間、別表第5項第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳に満たない園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 （1） 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の園長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。 （2） 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄	(削除)

養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

イ 園児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他園児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

(4) 食を通じた園児の健全な育成を図るため、園児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

8 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第9項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

6 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

9 前項に規定する場合における別表第1項第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第12号カ中「面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積」とあるのは「面積」と、同項第14号ただし書中「、イおよびカに掲げる要件を満たす」とあるのは「に掲げる要件を満たし、かつ、園児の待避上有効な設備が設けられる」とする。

7 前項に規定する場合における別表第1項第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第12号カ中「面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積」とあるのは「面積」と、同項第14号ただし書中「、イおよびカに掲げる要件を満たす」とあるのは「に掲げる要件を満たし、かつ、園児の待避上有効な設備が設けられる」とする。

10 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場

8 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場

合における別表第1項第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第12号イ中「次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」とあるのは「満3歳以上の園児についてオの規定により算定した」と、同号カ中「次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積と、3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない」とあるのは「3.3平方メートルに満2歳以上の」と、「面積とを合計した面積」とあるのは「面積」と、同項第14号ただし書中「次のア、イおよびカ」とあるのは「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第5第1項第4号ア、イおよびカ」とする。

11 施行日の前日において現に幼稚園または保育所を設置している者が、当該幼稚園または保育所を廃止し、当該幼稚園または保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園または保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、当該幼保連携型認定こども園に設けられる園庭の面積が、別表第1項第12号カの表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積以上であって、かつ、同号カの規定により算定した面積を超えないときは、当分の間、同項第4号の規定にかかわらず、当該園庭以外の園庭を次に掲げる要件を満たす場所に設けることができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、満3歳以上の園児の教育および保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (2) 園児の移動時および利用時の安全が確保されている場所であること。
- (3) 園児の日常的な利用が確保されている場所であること。

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

12 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）

合における別表第1項第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第12号イ中「次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」とあるのは「満3歳以上の園児についてオの規定により算定した」と、同号カ中「次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積と、3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない」とあるのは「3.3平方メートルに満2歳以上の」と、「面積とを合計した面積」とあるのは「面積」と、同項第14号ただし書中「次のア、イおよびカ」とあるのは「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第5第1項第4号ア、イおよびカ」とする。

9 施行日の前日において現に幼稚園または保育所を設置している者が、当該幼稚園または保育所を廃止し、当該幼稚園または保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園または保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、当該幼保連携型認定こども園に設けられる園庭の面積が、別表第1項第12号カの表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積以上であって、かつ、同号カの規定により算定した面積を超えないときは、当分の間、同項第4号の規定にかかわらず、当該園庭以外の園庭を次に掲げる要件を満たす場所に設けることができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、満3歳以上の園児の教育および保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (2) 園児の移動時および利用時の安全が確保されている場所であること。
- (3) 園児の日常的な利用が確保されている場所であること。

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

10 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）

の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表（第6条関係）

1 設備

(1)～(6) (省略)

(7) 満3歳に満たない園児を入園させない幼保連携型認定こども園の設置者であつて、第5項第6号の規定の適用を受けるものは、第5号の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においては、当該設置者は、当該食事の提供について同項第6号に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園の施設内において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

(8)～(15) (省略)

2～4 (省略)

5 食事

(1) 設置者は、園児（保育を必要とする園児に限る。以下この項において同じ。）に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園の施設内で調理する方法（第1項第10号の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うこと。

(2) 食事は、栄養ならびに園児の身体的状況およびし好を考慮したものとする。

(3) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。

(4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。

(5) 園長は、園児の健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努める

の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表（第6条関係）

1 設備

(1)～(6) (省略)

(7) 第5項第6号の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園（満3歳に満たない園児を入園させないものに限る。）または同号および同項第7号の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園の設置者は、第5号の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においては、当該設置者は、当該食事の提供について同項第6号または第7号に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園の施設内において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

(8)～(15) (省略)

2～4 (省略)

5 食事

(1) 設置者は、園児（保育を必要とする園児に限る。以下この項において同じ。）に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園の施設内で調理する方法（第1項第10号の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うこと。

(2) 食事は、栄養ならびに園児の身体的状況およびし好を考慮したものとする。

(3) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。

(4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。

(5) 園長は、園児の健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努める

こと。

(6) 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園の設置者は、第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

ア 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の園長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。

イ 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

(イ) 園児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他園児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

エ 食を通じた園児の健全な育成を図るため、園児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

こと。

(6) 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園の設置者は、第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

ア 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の園長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。

イ 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

(イ) 園児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他園児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

エ 食を通じた園児の健全な育成を図るため、園児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(7) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における幼保連携型認定こども園（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る幼保連携型認定

以下省略

こども園は、第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳に満たない園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

以下省略

幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の外部搬入について

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）の公布により、構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、満3歳に満たない園児の食事について外部からの搬入を認める措置を講ずることができることとされたことに伴い、本県においても当該措置を講ずることとするため、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を改正しようとするものです。

【改正前】



【改正後】

